



平成30年8月10日

各位

会社名 東京ボード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード：7815 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 尾股拓彦
(TEL：03-3522-4138)

株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社が平成30年5月14日付で公表した、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続に伴い、平成30年8月10日開催の取締役会において、自己株式処分（第三者割当）（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成30年8月29日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 28,400株
(3) 処分価額	1株につき1,311円
(4) 処分価額の総額	37,232,400円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	該当事項はありません。

2. 処分の目的および理由

当社は、取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、平成27年度より導入している本制度の継続を決定しております。

本制度の概要については平成30年5月14日付で公表いたしました、「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結している役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、平成30年3月31日現在の発行済株式総数3,660,369株に対し0.78%（小数点第3位を四捨五入、平成30年3月31日現在の総議決権個数26,447個に対する割合1.07%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する当社取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成27年9月17日（平成30年7月31日付で変更）
⑧信託の期間	平成27年9月17日～平成30年8月末日（平成30年7月31日付の信託契約の変更で平成33年8月末日まで延長）
⑨制度開始日	平成27年10月1日
⑩議決権	行使しないものといたします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（平成30年8月9日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,311円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成30年7月10日から平成30年8月9日まで）の当社株式の終値の平均値である1,301円（円未満切捨て）に100.77%（プレミアム率0.77%）を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月（平成30年5月10日から平成30年8月9日）の終値の平均値である1,535円（円未満切捨て）に85.41%（ディスカウント率14.59%）を乗じた額であり、同直前6か月間（平成30年2月13日から平成30年8月9日）の終値の平均値である1,588円（円未満切捨て）に82.56%（ディスカウント率17.44%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査役3名全員（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上